

# 一般質問一覧表

田原市議会第2回定例会（第2日・第3日）  
令和8年6月15日・16日

## 個人質問

令和8年6月15日（予定）

1番 公明党田原市議団 辻 史子議員

（一問一答方式）

- 5歳児健康診査について
  - 1. 5歳児健康診査について
- 妊産婦・乳幼児の専用避難所について
  - 1. 妊産婦・乳幼児の専用避難所について

2番 自由民主党田原市議団 真野尚功議員

（一問一答方式）

- 空き家対策について
  - 1. 空き家対策について

3番 自由民主党田原市議団 古川幸宏議員

（一括質問一括答弁方式）

- 観光施策について
  - 1. 市内での宿泊や周遊につなげるための取組について
  - 2. 広域観光の取組について

4番 自由民主党田原市議団 内藤喜久枝議員

（一問一答方式）

- 地域包括ケアシステムの更なる推進について
  - 1. 介護予防等を目的とした通いの場の充実について
  - 2. 高齢者の地域における移動を支える仕組みについて
  - 3. 認知症施策について

5番 新政田原自民クラブ 内藤浩議員

（一括質問一括答弁方式）

- 異常湧水を踏まえての上水道の今後の取組について
  - 1. 今回の湧水への対応状況と評価、今後の備えについて
  - 2. 限られた水資源の有効活用と漏水対策について

6番 空のひばり会 中野哲伸議員

（一括質問一括答弁方式）

- 生命や安全を守るための防災情報について
  - 1. 市民や来訪者への緊急時の情報伝達について

## 令和8年6月16日（予定）

7番 自由民主党田原市議団 山上勝由議員

（一問一答方式）

- 農業の持続的な発展について
  1. 農産物の合理的な費用を考慮した価格形成と農業経営体の強化について
  2. 環境変化を踏まえた持続可能な農業産地づくりについて

8番 国民民主党田原市議団 中村健太郎議員

（一問一答方式）

- 自治体DX推進について
  1. 自治体情報システム標準化への対応について
  2. ICT活用と情報発信について
- 地域経済の担い手創出について
  1. 地域経済の担い手創出の取組について
  2. 地域経済の担い手創出につながるアントレプレナーシップ教育の取組について

9番 新政田原自民クラブ 鈴木和基議員

（一括質問一括答弁方式）

- 新たな防災気象情報について
  1. 新たな防災気象情報の周知について
- 消防吏員の充足について
  1. 消防吏員の充足について
  2. 女性消防吏員の充足について

10番 自由民主党田原市議団 小川貴夫議員

（一問一答方式）

- 結婚支援について
  1. 田原市結婚支援センターの取組について
  2. 田原市結婚新生活支援事業補助金について

11番 自由民主党田原市議団 小川金一議員

（一問一答方式）

- 今後の給食センターの在り方と食育推進について
  1. 給食センター方式と食育推進計画の整合性について
  2. 田原市給食センターの今後の在り方について
  3. 食育推進計画の次期計画の策定について

12番 青嵐会 岡本重明議員

（一括質問一括答弁方式）

- 市の特性を活かしたまちづくりについて
  1. 浜松湖西豊橋道路の整備に伴う本市のまちづくりの方向性について
  2. サーフィン以外のマリンレジャーの方向性について
- 人口減少・少子高齢化を踏まえたまちづくりについて
  1. 用途を終えた公共施設の利活用の方向性について
  2. 市内の子ども達が希望する高校に行きやすい支援の方向性について
  3. 道路通行に支障のある民地からの枝木のはみ出し等の対応の方向性について

令和 8 年 5 月 2 9 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 辻 史子  
 (会派名：公明党田原市議団)

### 一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	5 歳児健康診査について
質問項目(小項目)	1. 5 歳児健康診査について
<p>質問要旨:子どもの発達状況や特性を早期に把握し、就学前からの適切な支援につなげるため、5 歳児健康診査を独自に実施する自治体がある。発達障害が早く見つければ、家庭はもちろん今後入学する学校でも当事者に配慮したサポートが可能になる。5 歳児健康診査の役割は大きいと考えるが市の認識を伺う。</p>	
質問項目(小項目)	
<p>質問要旨:</p>	
質問項目(小項目)	
<p>質問要旨:</p>	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

**(留意事項)**

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の  / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前 8 時 30 分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和 8 年 5 月 29 日 (8 時 32 分受付)	受付番号	個-1-1
------------	------------------------------	------	-------

令和 8 年 5 月 2 9 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 辻 史子  
 (会派名：公明党田原市議団)

### 一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	妊産婦・乳幼児の専用避難所について
質問項目(小項目)	1. 妊産婦・乳幼児の専用避難所について
<p>質問要旨:災害時に自治体が設置する福祉避難所の中で、妊産婦や乳幼児の安全確保などに特化した母子専用避難所を整備する自治体が広がりつつある。妊産婦が抱えるニーズは幅広く、支援の遅れが命に直結することもあるため、母子専用避難所を設ける意義は大きいと考える。</p> <p>そこで、災害時に妊産婦や乳幼児が安心して避難できる専用避難所について、市はどのように考えているのか伺う。</p>	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

**(留意事項)**

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の  / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前 8 時 30 分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和 8 年 5 月 29 日 (8 時 32 分受付)	受付番号	個-1-2
------------	------------------------------	------	-------

令和 8 年 5 月 2 9 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 真野 尚功  
 (会派名：自由民主党田原市議団)

### 一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ <b>個人質問</b>
質問方式の選択	<b>一問一答方式</b> ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	空き家対策について
質問項目(小項目)	1. 空き家対策について
<p>質問要旨: 全国で空き家問題が深刻化する中、各自治体では地域の実情に応じた様々な施策が展開されている。本市では、令和 8 年 3 月に「第 2 次田原市空家等対策計画」が策定され、今後 1 0 年にわたって本計画に基づく取組が実行されるものと認識しているが、複雑かつ流動的な空き家問題に対しては、状況に応じた柔軟な対応が不可欠と考える。</p> <p>そこで、市はどのように取組を進めることで高い施策効果を発揮していくのか、その考え方を伺う。</p>	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

**(留意事項)**

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の  に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和8年5月29日(8時35分受付)	受付番号	個-2
------------	--------------------	------	-----

令和 8 年 5 月 2 9 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 古川 幸宏  
 (会派名：自由民主党田原市議団)

### 一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ <b>個人質問</b>
質問方式の選択	一問一答方式 ・ <b>一括質問一括答弁方式</b>
質問項目(大項目)	観光施策について
質問項目(小項目)	1. 市内での宿泊や周遊につなげるための取組について
質問要旨:	本市の観光入込客数や宿泊者数は、令和 7 年度は令和 6 年度に比べて増加している。 そこで、観光客を市内での宿泊や周遊につなげるための取組について伺う。
質問項目(小項目)	2. 広域観光の取組について
質問要旨:	観光客の増加を狙い、一般社団法人ほの国東三河観光ビューローや愛知県等とのさらなる広域連携が重要であると考えます。 そこで、広域観光の取組について伺う。
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

**(留意事項)**

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の  / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前 8 時 30 分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和 8 年 5 月 29 日 (8 時 59 分受付)	受付番号	個-3
------------	------------------------------	------	-----

令和 8 年 5 月 2 9 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 内藤 喜久枝  
 (会派名：自由民主党田原市議団)

### 一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ <b>個人質問</b>
質問方式の選択	<b>一問一答方式</b> ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	地域包括ケアシステムの更なる推進について
質問項目(小項目)	1. 介護予防等を目的とした通いの場の充実について
質問要旨	高齢者が住み慣れた地域で生き生きと自分らしく暮らすため、社会参加や生きがいがづくり、介護予防などを目的とした通いの場の提供について支援を充実することを令和 6 年 9 月に本市議会から提言したが、その後の取組と成果について伺う。
質問項目(小項目)	2. 高齢者の地域における移動を支える仕組みについて
質問要旨	通院や買い物など、生活に欠かせない高齢者の移動について、地域のニーズを把握し、地域資源である公共交通の活用を図るとともに、地域における移動を支える仕組みについて検討を進めることを令和 6 年 9 月に本市議会から提言したが、その後の取組と成果について伺う。
質問項目(小項目)	3. 認知症施策について
質問要旨	認知症に対する正しい知識の周知・啓発を図るとともに、早期発見のための相談窓口や専門機関へつなぐための庁内連携について体制を整備することを令和 6 年 9 月に本市議会から提言したが、その後の取組と成果について伺う。

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

**(留意事項)**

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の  枚に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和8年5月29日(9時50分受付)	受付番号	個-4
------------	--------------------	------	-----

令和 8 年 5 月 2 9 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 内藤 浩  
 (会派名：新政田原自民クラブ)

### 一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ <b>個人質問</b>
質問方式の選択	一問一答方式 ・ <b>一括質問一括答弁方式</b>
質問項目(大項目)	異常湧水を踏まえての上水道の今後の取組について
質問項目(小項目)	1. 今回の湧水への対応状況と評価、今後の備えについて
<p>質問要旨: 今回の湧水は、節水対策が昨年 8 月から 2 4 3 日に及ぶ長期的なものであったが、この間に行った対策・対応をどのように評価しているのか。また、課題をどのように捉え、今後の備えをどう考えているか伺う。</p>	
質問項目(小項目)	2. 限られた水資源の有効活用と漏水対策について
<p>質問要旨: 今回の湧水を経て、水資源を有効に活用する必要性を再認識したところである。          そこで、漏水を防止し、有収率の向上を図るための本市の取組状況と課題について伺う。</p>	
質問項目(小項目)	
<p>質問要旨:</p>	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

**(留意事項)**

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の  枚に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和8年5月29日(11時14分受付)	受付番号	個-5
------------	---------------------	------	-----

令和 8 年 5 月 2 9 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 中野 哲伸  
 (会派名：空のひばり会)

## 一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ <input type="checkbox"/> 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ <input type="checkbox"/> 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	生命や安全を守るための防災情報について
質問項目(小項目)	1. 市民や来訪者への緊急時の情報伝達について
質問要旨:地震や大雨などの災害が発生したとき、または発生する恐れがあるときなど、市から様々な方法で防災情報を発信しているが、市民や来訪者への緊急時の情報伝達について市の考えを伺う。	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

**(留意事項)**

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の  枚に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和8年5月29日(11時17分受付)	受付番号	個-6
------------	---------------------	------	-----

令和 8 年 5 月 2 9 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 山上 勝由  
 (会派名：自由民主党田原市議団)

### 一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ <b>個人質問</b>
質問方式の選択	<b>一問一答方式</b> ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	農業の持続的な発展について
質問項目(小項目)	1. 農産物の合理的な費用を考慮した価格形成と農業経営体の強化について
<p>質問要旨:令和 8 年 4 月 1 日に改正施行した食料システム法に基づき、国は合理的な費用を考慮した価格形成と食品産業の持続的な発展に向けた取組を進めており、こうした動きを農業経営体の強化につなげていく必要がある。そこで、農産物の合理的な費用を考慮した価格形成と農業経営体の強化について考えを伺う。</p>	
質問項目(小項目)	2. 環境変化を踏まえた持続可能な農業産地づくりについて
<p>質問要旨:本市においても、気温上昇など農業を取り巻く環境が変化している。          そこで、環境変化を踏まえた持続可能な農業産地づくりについて、考えを伺う。</p>	
質問項目(小項目)	
<p>質問要旨:</p>	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

**(留意事項)**

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の  / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前 8 時 30 分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和 8 年 5 月 29 日(11 時 57 分受付)	受付番号	個-7
------------	------------------------------	------	-----

令和 8 年 6 月 1 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 中村 健太郎  
 (会派名：国民民主党田原市議団)

### 一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ <b>個人質問</b>
質問方式の選択	<b>一問一答方式</b> ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	自治体 DX 推進について
質問項目(小項目)	1. 自治体情報システム標準化への対応について
<p>質問要旨:国が推進する自治体情報システムの標準化は、基幹業務システムを標準仕様に準拠したものへ移行する取組であり、行政の効率化と市民サービスの向上の両面から重要であると考えます。本市では、対象 20 業務のうち昨年度までに 16 業務を終え、残る 4 業務についても今年度実施すると聞いています。</p> <p>そこで、本市における自治体情報システム標準化の現状と移行後の活用の方向性について伺う</p>	
質問項目(小項目)	2. ICT 活用と情報発信について
<p>質問要旨:現在、多くの自治体において、ホームページや SNS、動画配信、AI などが活用されている。本市においても、ホームページのリニューアルや SNS 活用などに取り組んでいるが、一方で、「必要な情報にたどり着きにくい」「どこを見ればよいか分からない」といった声も依然としてある。そこで、本市の ICT 活用と情報発信の取組状況と今後の方向性について伺う。</p>	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

**(留意事項)**

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の  / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前 8 時 30 分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和 8 年 6 月 1 日(9 時 59 分受付)	受付番号	個-8-1
------------	----------------------------	------	-------

令和 8 年 6 月 1 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 中村 健太郎  
 (会派名：国民民主党田原市議団)

### 一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ <b>個人質問</b>
質問方式の選択	<b>一問一答方式</b> ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	地域経済の担い手創出について
質問項目(小項目)	1. 地域経済の担い手創出の取組について
<p>質問用紙：人口減少や少子高齢化が進む中、多くの地域において、事業承継や人材不足、後継者不足が大きな課題となっている。本市においても農業、水産業、商工業など様々な分野で担い手不足が進んでおり、地域経済の持続性が問われる状況になっていると感じる。</p> <p>そこで、本市における地域経済の担い手創出のための取組とその課題について伺う。</p>	
質問項目(小項目)	2. 地域経済の担い手創出につながるアントレプレナーシップ教育の取組について
<p>質問要旨：近年、社会の変化が激しくなる中で、単に知識を学ぶだけではなく、自ら考え、行動し、課題解決に挑戦する力の重要性が高まっている。地域経済の担い手を創出するためには、身近な課題を発見する力、課題解決のアイデアを考える想像力など、社会に出たときに必要とされる能力を身に付けるアントレプレナーシップ教育が重要と考える。</p> <p>そこで、本市におけるアントレプレナーシップ教育の取組状況とその課題について伺う。</p>	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

**(留意事項)**

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の  / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和8年6月1日(9時59分受付)	受付番号	個-8-2
------------	-------------------	------	-------

令和 8 年 6 月 1 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 鈴木 和基  
 (会派名：新政田原自民クラブ)

### 一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ <b>個人質問</b>
質問方式の選択	一問一答方式 ・ <b>一括質問一括答弁方式</b>
質問項目(大項目)	新たな防災気象情報について
質問項目(小項目)	1. 新たな防災気象情報の周知について
質問要旨: 令和 8 年 5 月 2 9 日から新たな防災気象情報に変更されたことに伴い、職員はもちろんのこと、市民に対しても正しく内容を理解してもらうための周知が必要だと考えるが、対応について伺う。	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

**(留意事項)**

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の  / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前 8 時 30 分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和 8 年 6 月 1 日 (20 時 56 分 受付)	受付番号	個-9-1
------------	-------------------------------	------	-------

令和 8 年 6 月 1 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 鈴木 和基  
 (会派名：新政田原自民クラブ)

### 一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ <b>個人質問</b>
質問方式の選択	一問一答方式 ・ <b>一括質問一括答弁方式</b>
質問項目(大項目)	消防吏員の充足について
質問項目(小項目)	1. 消防吏員の充足について
<p>質問要旨:救急需要の高度化や多様化など、消防・救急行政を取り巻く環境は厳しさを増している。その中で市民の生命、身体、財産を確実に守り抜くため、その基盤となる消防吏員の充足が不可欠である。</p> <p>そこで、消防吏員の状況及び充足に向けた取組について伺う。</p>	
質問項目(小項目)	2. 女性消防吏員の充足について
<p>質問要旨:総務省消防庁は令和 1 3 年度までに消防吏員採用者に占める女性の割合を 1 0 % 以上にすることを目標に掲げ、女性の活躍推進に係る取組を積極的に実施するよう発出している。</p> <p>そこで、女性消防吏員の採用方針と、受け入れ環境について伺う。</p>	
質問項目(小項目)	
<p>質問要旨:</p>	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

**(留意事項)**

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の  / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前 8 時 30 分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和 8 年 6 月 1 日 (20 時 56 分 受付)	受付番号	個-9-2
------------	-------------------------------	------	-------

令和 8 年 6 月 2 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 小川 貴夫  
 (会派名：自由民主党田原市議団)

### 一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ <b>個人質問</b>
質問方式の選択	<b>一問一答方式</b> ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	結婚支援について
質問項目(小項目)	1. 田原市結婚支援センターの取組について
質問要旨:	田原市結婚支援センターは、出会いから結婚まで継続的かつ総合的に支援を行っており、重要な事業の一つと捉えている。業務開始から 1 年半経過したが、これまでの取組に対する評価と課題について伺う。
質問項目(小項目)	2. 田原市結婚新生活支援事業補助金について
質問要旨:	結婚後の若い世代の経済的負担を軽減するため、結婚に際して住宅の購入費や賃料、引っ越しなどにかかった費用の補助を行っているが、これまでの取組に対する評価と課題について伺う。
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

**(留意事項)**

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の  / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前 8 時 30 分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和 8 年 6 月 2 日(6 時 14 分受付)	受付番号	個-10
------------	----------------------------	------	------

令和 8 年 6 月 2 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 小川 金一  
 (会派名：自由民主党田原市議団)

### 一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ 個人質問
質問方式の選択	一問一答方式 ・ 一括質問一括答弁方式
質問項目(大項目)	今後の給食センターの在り方と食育推進について
質問項目(小項目)	1. 給食センター方式と食育推進計画の整合性について
質問要旨: たはら食育推進計画に掲げる理念と現行の給食センター方式は、どの程度整合していると評価するか伺う。	
質問項目(小項目)	2. 田原市給食センターの今後の在り方について
質問要旨: 令和 8 年度予算には、給食センター整備運営事業に係る事後評価及び次期事業手法検討業務が計上され、令和 11 年度末には委託契約の更新時期を迎える。給食センターの稼働率は 7 割にとどまり、自園給食を行う民間園もある中、少子化が進む状況において、今後の給食センターの運営をどのように持続可能なものにしていくのか伺う。	
質問項目(小項目)	3. 食育推進計画の次期計画の策定について
質問要旨: たはら食育推進計画 2026 について、令和 8 年度において次期計画の策定を行うとのことだが、現在の計画に挙げられる課題への進捗を踏まえ、次期計画の策定に向けた考え方について伺う。	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

**(留意事項)**

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の  / 枚 に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和8年6月2日(10時13分受付)	受付番号	個-11
------------	--------------------	------	------

令和 8 年 6 月 2 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 岡本 重明  
 (会派名：青嵐会)

### 一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ <b>個人質問</b>
質問方式の選択	一問一答方式 ・ <b>一括質問一括答弁方式</b>
質問項目(大項目)	市の特性を活かしたまちづくりについて
質問項目(小項目)	1. 浜松湖西豊橋道路の整備に伴う本市のまちづくりの方向性について
<p>質問要旨: 将来本市において、最寄りのインターチェンジへアクセスの良い地域に住宅地や産業団地等の整備を行うことができれば、人口増加や産業振興に大きな期待ができる。</p> <p>そこで、浜松湖西豊橋道路の整備に伴う本市のまちづくりの方向性について伺う。</p>	
質問項目(小項目)	2. サーフィン以外のマリレジャーの方向性について
<p>質問要旨: 本市はサーフタウン構想を掲げ、これまでサーフスポットの環境整備等に取り組んできたが、サーフィン以外にも海で余暇活動を楽しむ方も多い。</p> <p>そこで、市民等が楽しむことができるサーフィン以外のマリレジャーについて方向性を伺う。</p>	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

**(留意事項)**

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の  枚に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和8年6月2日(10時55分受付)	受付番号	個-12-1
------------	--------------------	------	--------

令和 8 年 6 月 2 日

田原市議会議長 殿

田原市議会議員 岡本 重明  
 (会派名：青嵐会)

### 一般質問通告書

次のとおり、会議規則第 6 3 条の規定により通告します。

質問者の区分	代表質問 ・ <b>個人質問</b>
質問方式の選択	一問一答方式 ・ <b>一括質問一括答弁方式</b>
質問項目(大項目)	人口減少・少子高齢化を踏まえたまちづくりについて
質問項目(小項目)	1. 用途を終えた公共施設の利活用の方向性について
質問要旨:本市では、公共施設適正化に取り組んでいるが、用途を終えた公共施設の利活用の方向性について伺う	
質問項目(小項目)	2. 市内の子ども達が希望する高校に行きやすい支援の方向性について
質問要旨:本市に居を構えるポイントとして、子どもの進学や通学のしやすさは重要だと考えるが、希望する高校に行きやすい支援の方向性について伺う。	
質問項目(小項目)	3. 道路通行に支障のある民地からの枝木のはみ出し等の対応の方向性について
質問要旨:民地から道路にはみ出す枝木は、本来地主の責任で管理すべきであるが、事情により管理が困難な実態もあると考える。昨今、通行の支障になる状況が増えたようにも感じるが、道路の安全を確保していくための方向性について伺う。	

(裏面に続く)

質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	
質問項目(小項目)	
質問要旨:	

**(留意事項)**

- この通告書の写しは、市当局及び議会運営委員会に配布します。
- 大項目及び小項目は、一般質問一覧表に転記します。
- 大項目が二つ以上の場合は、通告書を分けて大項目ごと提出してください。
- 質問要旨は、質問の主旨、狙い等を明瞭・簡潔に記入してください。(200字以内)
- 用紙が足りない場合は複数枚使用して、右上の  枚に枚数を記入してください。
- 一般質問の受付は、告示日の午前8時30分から受付を開始します。
- 電子メールにより送信した場合は、同時に議会事務局に電話連絡してください。
- 一般質問(個人質問)の発言順は、通告書の受付順によります。

事務局 記入欄	令和8年6月2日(10時55分受付)	受付番号	個-12-2
------------	--------------------	------	--------